

週休2日制確保工事 Q & A（神奈川県企業庁版）

（公開用）

Q 1 祝日はどのような取扱いになるのか。

A 1 祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には現場閉所扱いとなります。

Q 2 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められるのか。

A 2 降雨、降雪、強風、波浪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。

Q 3 降雨、降雪等で休工とした平日の振替として、週末（土曜日・日曜日）に作業を行う場合はどのような取扱いになるのか。

A 3 週末（土曜日及び日曜日）に作業を行う場合があったとしても、試行要領 4 4-1 (7)「対象期間」の全体において、現場閉所割合が28.5%（4週8休）以上となる場合には、試行要領 4 4-1 (1)「通期の週休2日」の達成となります。

なお、「工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業」及び「受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定した」場合を除き、週末（土日）に一度でも工事を実施した場合は、試行要領 4 4-1 (3)「完全週休2日」は未達成となります。

Q 4 午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所として扱えるのか。

A 4 試行要領 4 4-1 (8) 現場閉所日のとおり、一日を通して現場を閉所する日を現場閉所と定義しています。

したがって、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱いません。

Q 5 現場内で災害の発生が予想されるため、予防作業を週末（土曜日又は日曜日）に行う場合の完全週休2日の達成判断について教えてください。

A 5 工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業期間などの工事を行った場合であって、当該工事における発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議した上で対象期間から除くこととします。対象期間から除かれる日は、休日の取得計算から除外する（積み上げない）の

で、代替休日を確保する必要はありません。

また、「完全週休2日」への影響もありません。

Q 6 占有者（電気・ガス・水道等）や市町村等の発注工事と調整した結果、週末に、発注者からの指示で作業を行う必要が生じた場合は、どの様に休日を確保すればよいでしょうか。

A 6 受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を設ける必要があります。

Q 7 試行要領の「工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業」、「受注者の責任によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合」とは、具体的にどのような作業となるのか。

A 7 次の作業が考えられます。

（工事目的外の突発的な災害発生時の対応や災害の発生が予想される場合の予防作業）

- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場内における災害発生時の対応作業（交通開放のための土砂撤去作業などの復旧作業など）

（受注者の責任によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合）

- ・占有者（電気・ガス・上下水道等）、他の行政機関（市町等）の発注工事との調整に伴い、土日に行う作業
- ・第三者による事故や住民からの要望等で土日に行う作業（商店等から休日施工を要望されて土日に作業をする場合）

Q 8 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められるのか。

A 8 週休2日の確保を理由とした工期延伸は認められません。

ただし、次に示すような場合は、必要に応じて工期延伸について、発注者と協議してください。

- ・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q 9 工期延伸した場合の週休2日の考え方はどうなるのか。

A 9 工期延伸した場合は、その分週休2日の対象となる期間も延伸されます。延伸した期間も含め、試行要領内容に基づき、週休2日の取組を実施してください。

Q 1 0 試行要領 4 4-1 (8) の「現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等」とは、具体的にどのような作業なのか。

A 1 0 具体的には次の作業が該当します。

- ・ 現場内の定期的な巡回パトロール
- ・ 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業
(立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など)
- ・ 現場での災害発生時の対応作業
- ・ 現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- ・ 現場内の交通誘導警備

Q 1 1 工事途中に月単位の週休 2 日が達成できないことが判明した場合、どのような対応をすれば良いのか。また、経費の減額や工事成績評定の減点は行われるのか。

A 1 1 工事途中で月単位の週休 2 日が達成できないことが判明した場合、速やかに監督員と協議をしてください。受注者は、その日までの現場閉所状況を現場閉所履行報告書(別紙 3)により監督員に報告してください。

また、達成が困難であると判明した日以降は、現場閉所履行報告書(別紙 2)の提出は不要です。

なお、こうした状況になった場合は、工事成績評定の加点や経費の補正は行いません。

Q 1 2 週休 2 日制確保モデル工事の対象にはなっていませんが、自主的な取組として、週休 2 日に取り組む場合には、加点や経費補正はあるのか。

A 1 2 自主的な取組を実施する旨の申出を監督員と協議し、発注者が承認した場合は要領に基づき、週休 2 日に取り組み、その履行が確認された場合は、工事成績評定で評価します。ただし、経費補正は行いません。

Q 1 3 現場閉所実績報告書(別紙 2)又は「休日確保実績報告書」(別紙 4)は、いつ提出すればよいか。

A 1 3 当月の現場閉所実績(休日確保実績)については、翌月の 5 日までに監督員に提出してください。情報共有システム(ASP 方式)により提出することも可能です。

なお、現場閉所履行報告書(別紙 3)は、基本的に工事完成日の 20 日(営繕工事は 30 日)前までに紙面により提出してください。

Q 1 4 令和 7 年 6 月以前の契約工事で、令和 7 年 7 月以降も継続して施工する工事については、新たな試行要領が適用されるのか。

A 1 4 令和 7 年 7 月 1 日以降に公告し、令和 7 年 7 月 1 日以降の各積算基準書等を適用している週休 2 日制工事のみ、新たな試行要領が適用されます。

Q 1 5 発注者からの指示、指定により、現場着手日が平日又は祝日の月の末日、若しくは、現場完成日が平日又は祝日の月の初日だった場合、月単位の週休2日が達成できなくなるが、該当する日はどのように扱えばよい。

A 1 5 試行要領のとおり、受発注者で工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有をした上で、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し対象期間から除くこととしてください。

Q 1 6 入札時に「現場閉所による週休2日制工事」と「交替制による週休2日制工事」は、どの書類に記載されているのか。

A 1 6 特記仕様書に、「現場閉所による週休2日制工事」または「交替制による週休2日制工事」が記載されています。

Q 1 7 交替制による週休2日制工事において、休日の定義はどのようなものか。

A 1 7 技術者又は技能労働者が、工事現場において、24時間通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいいます。

Q 1 8 交替制による週休2日制工事において、休日確保実勢の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A 1 8 休日各日実績の確認書類として、休日確保実績報告書【別紙4】、休日確保履行報告書【別紙5】を提出していただきます。また、技術者及び技能労働者の休日が証明できる書類を提示してください

Q 1 9 営繕工事において、分離発注工事の現場閉所（現場休息）率の計算はどうなるのでしょうか。

A 1 9 分離発注工事（A、B、C社）で下記表の現場閉所（現場休息）の場合、以下になります。

A社：現場閉所（現場休息）率＝3日÷15日＝20%

B社：現場閉所（現場休息）率＝5日÷15日＝33.33%

C社：現場閉所（現場休息）率＝4日÷15日＝26.67%

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
A社		閉所						休息	閉所							3日
B社	休息	閉所							閉所	休息					休息	5日
C社	休息	閉所						休息	閉所							4日